Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-1 旧:本則-1	<u>1</u> 適用範囲	1. (適用範囲)	見出しの 変更	<u>変更</u>
新:本則-1 旧:本則-1	現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。) による当組合または他の金融機関の国内本支所(店)にある受取人	振込依頼書または当組合の自動振込機(振込を行うことができる 現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。) による当組合または他の金融機関の国内本支所(店)にある受取人 の預貯金口座あての振込については、この規定により取扱います。		
新:本則·1 旧:本則·1				
新:本則-1 旧:本則-1	2_振込の依頼	<b>2.</b> (振込の依頼)	見出しの 変更	<u>変更</u>
新:本則-1 旧:本則-1	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。		
新:本則-1 旧:本則-1	① 振込の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。	① 振込の依頼は、窓口営業時間内に受付けます。		
新:本則-1 旧:本則-1	② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口に相談してください。	の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、		

(2025/10) 新旧対照表-1 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-1 旧:本則-1	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。		
新:本則·1 旧:本則·1	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。		
新:本則-1 旧:本則-1	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の 範 囲内とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。		
新:本則-1 旧:本則-1	④ 貯金口座からの振替による振込については、振込依頼人と貯金者(通帳またはキャッシュカードの名義人)の氏名が異なる場合は、貯金者から振り込み依頼があったものとします。	④ 貯金口座からの振替による振込については、振込依頼人と貯金者(通帳またはキャッシュカードの名義人)の氏名が異なる場合は、貯金者から振り込み依頼があったものとします。		
新:本則·1 旧:本則·1	⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。	⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。	⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。		
新:本則-1	(3)前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不	(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の		

(2025/10) 新旧対照表-2 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-1	備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	不備または振込機への誤入力があったとしても、これに よって生じた損害については、当組合は責任を負いませ ん。		
新:本則-1 旧:本則-1	(4) 振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他 この取引に関連して必要となる手数料(以下、「振込代り金 等」といいます。)を支払ってください。			
新:本則-1 旧:本則-1				
新:本則-1 旧:本則-1	3 振込契約の成立	<u>3. (</u> 振込契約の成立 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-1 旧:本則-1	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の 依頼を承諾し、振込代り金等を受領したときに成立するも のとします。	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の 依頼を承諾し、振込代り金等を受領したときに成立するも のとします。		
新:本則-1 旧:本則-1	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピューターシステムにより振込の依頼内容を確認し、振込代り金等の受領を確認したときに成立するものとします。	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピューターシステムにより振込の依頼内容を確認し、振込代り金等の受領を確認したときに成立するものとします。		
新:本則-1 旧:本則-1	(3)前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼 内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細 票(以下、「振込金受取書等」といいます。)を交付しますの で、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、 契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管し てください。	内容を記載した振込金受取書、振込受付書または利用明細 票(以下、「振込金受取書等」といいます。)を交付しますの		

(2025/10) 新旧対照表-3 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-1 旧:本則-1				
新:本則-2 旧:本則-2	4_振込通知の発信	<u>4. (</u> 振込通知の発信 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	(1)振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等のやむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。			
新:本則-2 旧:本則-2	② 文書扱いの場合には、依頼日以後すみやかに振込通知を 発信します。	② 文書扱いの場合には、依頼日以後すみやかに振込通知を 発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	(2)窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする 振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指 定された日に振込通知を発信します。	る依頼日当日または依頼日の翌営業日を振込指定日とする		
新:本則-2 旧:本則-2	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振 込通知を発信することもあります。	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振 込通知を発信することもあります。		
新:本則-2 旧:本則-2				

(2025/10) 新旧対照表-4 振込規定

和旧对照衣 Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-2 旧:本則-2	5 証券類による振込	<u>5. (</u> 証券類による振込 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 当組合および系統金融機関以外の金融機関にある受取人の 預貯金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その 他の証券類による振込代り金等の受入れはしません。ただ し、やむをえず、他店小切手による受入れを認めたときは、 当該他店小切手の決済を確認した後に振込通知を発信しま す。			
新:本則-2 旧:本則-2	(2) 当組合および系統金融機関にある受取人の預貯金口座への 振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするた めに小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨 を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入 れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。 なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信すること もあります。	ために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、そ の旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券 類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信		
新:本則-2 旧:本則-2	(3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。	ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を		
新:本則-2 旧:本則-2	(4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組 合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等ととも に提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料	合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等ととも		

(2025/10) 新旧対照表-5 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
	または保証人を求めることがあります	または保証人を求めることがあります		
新:本則-2 旧:本則-2	(5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものである と相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却した ときは、これによって生じた損害については、当組合は責任 を負いません。	(5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものである と相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却した ときは、これによって生じた損害については、当組合は責任 を負いません。		
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	6_取引内容の照会等	<u>6. (</u> 取引内容の照会等 <u>)</u>	見出しの 変更	<u>変更</u>
新:本則-2 旧:本則-2	(1)受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われていない場合 には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合に は、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果 を報告します。	には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合に		
新:本則-2 旧:本則-2	(2) 当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関から 照会があった場合には、依頼内容について照会することが あります。この場合には、すみやかに回答してください。当 組合からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった 場合または不適切な回答があった場合には、これによって 生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(2) 当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関から 照会があった場合には、依頼内容について照会することが あります。この場合には、すみやかに回答してください。当 組合からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった 場合または不適切な回答があった場合には、これによって 生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-2 旧:本則-2				

(2025/10) 新旧対照表-6 振込規定

和旧列照表 Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-3	7 依頼内容の変更	<u>7. (</u> 依頼内容の変更 <u>)</u>	見出しの 変更	<u>変更</u>
新:本則-3 旧:本則-3	(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取 扱店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。 ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更 する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続によ り取扱います。	扱店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。 ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更		
新:本則-3 旧:本則-3	① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正 依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出 してください。この場合、当組合所定の本人確認資料また は保証人を求めることがあります。	依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出して		
新:本則-3 旧:本則-3	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼電 文を振込先の金融機関に発信します。	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼電 文を振込先の金融機関に発信します。		
新:本則-3 旧:本則-3	(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。	(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。		
新:本則-3 旧:本則-3	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。 この場合には、受取人との間で協議してください。	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。 この場合には、受取人との間で協議してください。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	8_組戻し	<u>8. (</u> 組戻し <u>)</u>	見出しの 変更	変更

(2025/10) 新旧対照表-7 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-3	(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱 店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。	(1)振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。		
新:本則-3 旧:本則-3	① 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂 正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提 出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料ま たは保証人を求めることがあります。	正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提		
新:本則-3 旧:本則-3	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、組戻依頼電 文を振込先の金融機関に発信します。	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、組戻依頼電 文を振込先の金融機関に発信します。		
新:本則-3 旧:本則-3	③ 組戻しされた振込代り金は、振込金組戻・訂正依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。	定された方法により返却します。現金で返却を受けると きは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取		
新:本則-3 旧:本則-3	(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込代り金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。	(2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込代り金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。		
新:本則-3 旧:本則-3	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通 知を受信しているときは、組戻しができないことがありま す。この場合には、受取人との間で協議してください。	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通 知を受信しているときは、組戻しができないことがありま す。この場合には、受取人との間で協議してください。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	9 振込代り金の返却	<u>9. (</u> 振込代り金の返却 <u>)</u>	見出しの 変更	変更
(000F /40)				IE 33 45

(2025/10) 新旧対照表-8 振込規定

和旧列照表 Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-3	(1)入金口座なしもしくは受取人相違等の事由により、受取人 の貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡 しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込 代り金の受領等の手続をとってください。	(1) 入金口座なしもしくは受取人相違等の事由により、受取人 の貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡 しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込 代り金の受領等の手続をとってください。		
新:本則-3 旧:本則-3	(2) 前項にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振込代り金出金口座へ返金するための手続をとります。	(2) 前項にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振込代り金出金口座へ返金するための手続をとります。		
新:本則·3 旧:本則·3				
新:本則·3 旧:本則·3	10通知・照会の連絡先	10 <u>. (</u> 通知・照会の連絡先 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
新:本則-3 旧:本則-3	(1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振 込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または 振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住 所・電話番号を連絡先とします。	(1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振 込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または 振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住 所・電話番号を連絡先とします。		
新:本則-3 旧:本則-3	(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の 不通等によって通知・照会をすることができなくても、これ によって生じた損害については、当組合は責任を負いませ ん。	(2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の 不通等によって通知・照会をすることができなくても、これ によって生じた損害については、当組合は責任を負いませ ん。		
新:本則-3 旧:本則-3				

(2025/10) 新旧対照表-9 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-4	11手数料	11. (手数料)	見出しの変更	変更
新:本則-4 旧:本則-4	(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。	(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。		
新:本則-4 旧:本則-4	(2) <u>依頼内容の変更および</u> 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>また、依頼どおりの処理</u> ができなかったとき <u>も</u> 、 <u>訂正</u> 組戻手数料は <u>返却しません</u> 。	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の <u>組戻</u> 手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>ただし</u> 、 <u>組戻し</u> ができなかったとき <u>は</u> 、組戻手数料は <u>返却します</u> 。		<u>変更</u>
新:本則-4 旧:本則-4	(3)組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、 <u>前項の</u> 組戻手数料は <u>返却しません</u> 。	(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は <u>返却します</u> 。		<u>変更</u>
新:本則-4 旧:本則-4	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	(4)振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却 <u>いた</u> しません。		<u>削除</u>
新:本則-4 旧:本則-4	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途 にいただきます。		
新:本則-4 旧:本則-4	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことができるものとします。	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことができるものとします。		
新:本則-4 旧:本則-4				

(2025/10) 新旧対照表-10 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4 旧:本則-4	12_災害等による免責	12. (災害等による免責)	見出しの 変更	<u>変更</u>
新:本則-4 旧:本則-4		次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、 これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-4 旧:本則-4	① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等 のやむをえない事由があったとき	① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等 のやむをえない事由があったとき		
新:本則-4 旧:本則-4	② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の 安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線また はコンピューター等に障害が生じたとき	② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の 安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線また はコンピューター等に障害が生じたとき		
新:本則-4 旧:本則-4	③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき	③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき		
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	13_譲渡、質入れの禁止	13. (譲渡、質入れの禁止)	見出しの 変更	変更
新:本則-4 旧:本則-4	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、 質入れすることはできません。	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、 質入れすることはできません。		
新:本則-4 旧:本則-4				
新:本則-4 旧:本則-4	14貯金規定等の適用	14 <u>. (</u> 貯金規定等の適用 <u>)</u>	見出しの 変更	変更

(2025/10) 新旧対照表-11 振込規定

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-4		振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合にお		
旧:本則-4		ける貯金の払戻しについては、関係する貯金規定、カード規定、法		
	八円(I U)カート規定わよいI Uカート規定により取扱います。 	人用(IC)カード規定およびICカード規定により取扱います。		
新:本則-4				
旧:本則-4				
新:本則-4	15 規定の変更等	15 <u>. (</u> 規定の変更等 <u>)</u>	見出しの	<u>変更</u>
旧:本則-4			変更	
新:本則-4	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合	(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合		
旧:本則-4	は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その	は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その		
	他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約 款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約 款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
ا الله المعلم				
新:本則-4 旧:本則-4	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店 頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店 頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の		
口・平則・4	頭表が、インターイットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
der I Hall .				
新:本則-4	以上	以上		
旧:本則-4				
新:本則-5	( <u>2025</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日現在)	( <u>2020</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)		<u>変更</u>
旧:本則-5				

(2025/10) 新旧対照表-12 振込規定